No. 169

令和4年 (2022年) 4月1日





赤十字ボランティア「ビューティーケア習志野」の活動を ふくつぴーが紹介します。

は一い、ボクふくつぴー。今回は、高齢者施設を訪問し、利用者の手や顔の ケアやお化粧することで心のケア活動を行なっている赤十字ボランティア 「ビューティーケア習志野」の「ほっとケア教室」に参加してきたよ。

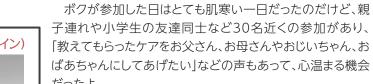


赤十字ボランティア[ビューティーケア習志野]による[ほっとケア 教室 | が令和3年11月27日(土)にマックスバリュ東習志野店のイー トインスペース「カフェ・ダイン」で開催されたよ。10月に始まった活動 は、今回で2回目なんだって。

「ビューティーケア習志野」は、平成9年の養護老人ホーム「白鷺園」 での活動を皮切りに、ケアセンター習志野、マイホーム習志野など訪 問施設を広げ、高齢者にハンドケアなどによるリラクゼーションとふ れあいの時間をもたらしてきたよ。

結成から23年経過し、メンバーの多くは子育て、介護と忙しいけれど、活動を継続させるた め定期的に基礎講習会を重ね、責任感をもってボランティア活動を続けているんだ。

現在はコロナ禍により、高齢者施設でのボランティア活動をする機会がなくなっているけ ど、令和3年7月にリニューアルオープンされたマックスバリュ東習志野店が地域住民の活動・ 発表の場として、無料で貸している「カフェ・ダイン」を利用しているんだ。



ぜひ今度、「ほっとケア教室」に遊びに行ってみてね。また、 ご興味のある方は活動に参加してみてね。





Cafe & Dine(カフェ・ダイン)



マックスバリュ東習志野店

習志野市東習志野6-7-8 2047(455)6511

「ほっとケア教室」

毎月第4土曜日 午後2時~開催中!

※新型コロナウイルス感染の状況など により、中止する場合があります。 詳細はお問い合わせください。

だったよ。

[赤十字ボランティア[ビューティーケア習志野] 会長:田久保 美津子]

ビューティーケアとは

1960年にイギリス赤十字社で始まったボランティア活動です。高齢者や入院中の患者に 寄り添い、手や顔のケアやお化粧をすることで、心を和ませます。リラクゼーションはもちろ んのことですが、ネイルやメイクへの満足感が精神的な明るさをもたらします。

問合せ

社協 ボランティア・市民活動センター ☎047(451)7899



1ページから8ページ下には、「令和2年度中学生人権標語コンテスト」優秀作品の一部が掲載されています。 ※()内は受賞当時の所属・学年です。

令和4年(2022年)4月1日発行(年4回/4月1日、7月1日、10月1日、1月1日発行)この広報紙は共同募金の一部によって発行しています。

🏖 創設70周年「社協」のあゆみ

「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会。

都道府県社会福祉協議会の中央組織として設置されている全国社会福祉協議会(以下、「全社協」 という)で紹介されている「社協」のあゆみを「ふくし習志野」168号よりシリーズで連載しています。

※全社協「Action Report」第198号より、以下抜粋し修正を加えています。

シリーズ(2) 市区町村社協活動の推進と法人化・法制化

4. 市区町村社協活動の推進と法人化・法制化

社協創立20周年を機に「市区町村社協活動強化要項」が策定されました(昭和48年)。要項では基本方針とし て、(1)福祉課題への取り組み強化、運動体社協への発展、(2)小地域の「住民福祉活動」を基盤とする、(3)ボラン ティア活動のセンターとして社協を確立する、ことが示され、それまで行政と社協が組織面で未分化な部分があった ものの、本要項によって市区町村社協の(社会福祉)法人化を推し進めることとなりました。

その後、市区町村社協の法人化や事業の拡大が進んでくると、市区町村社協が社会福祉事業法において規定 されることが強く望まれるようになり、昭和50年代には都道府県・市区町村の議会に対する請願運動が全国で一斉 に展開されるに至りました。

昭和56年には、市区町村社協予算対策特別委員会を引き継いで設置された「地域福祉特別委員会」(現在の 全社協「地域福祉推進委員会」)では、昭和57年中を目標に議員立法で社会福祉事業法の一部改正を行ない、市 区町村社協法制化を実施するとの方針を決定、全国的な署名活動等を展開しました。このような請願運動や署名 活動を背景に、当時の田中正巳 参議院議員が中心となって議員立法として社会福祉事業法の改正案が国会に提 出され、昭和58年5月に可決成立(施行は10月)、市町村社協の法制化が実現するところとなりました(政令指定都 市の区社協の法制化は平成2年)。

5. 社会福祉基礎構造改革と社協

社会福祉事業法の立法当時は都道府県社協のみが規定されていたこと、昭和58年の同法一部改正により市町 村社協が法定化された経緯から、この間、ともすれば都道府県社協に重きが置かれてきたとされる一方、現在の社 協活動は事業者間の連絡調整のみならず、社会福祉活動への住民参加を推進する事業、住民参加による社会福 祉を目的とする事業の実施が中心になっていることを踏まえ、平成12年の同法改正(社会福祉法へと改称)におい ては、より住民に身近で、地域福祉の推進の直接的な担い手である市町村社協を社協の基礎的な単位として位置 づけ、規定することとされました。

また、都道府県社協に関しては、平成12年の社会福祉法成立で結実することとなった社会福祉基礎構造改革に より、福祉サービスの利用が原則として行政による措置から利用者と事業者の相対の契約に基づくものに移行した ことを踏まえて創設された(1)福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)、(2)運営適正化委員会事業 (福祉サービスの苦情解決等)、(3)福祉サービス第三者評価事業の実施等、社会福祉を目的とする事業の経営に 関する指導および助言、等の取り組みについて、法律上特別な位置づけがなされました。

全国ネットワーク

社協はすべての市区町村、都道府県、○ 全国の段階に**組織**されています。

> 市区町村 社会福祉協議会 1.825か所

都道府県・指定都市 社会福祉協議会 67か所

> 全国 社会福祉 協議会

(2020年4月1日現在)

社会福祉協議会職員の状況

事務局長·法人運営部門	7,900人
地域福祉活動推進部門	7,982人
ボランティア・市民活動センター	1,846人
相談支援•権利擁護部門	14,461人
介護保険サービス担当	42,913人
障害福祉サービス担当	8,751人
その他在宅福祉サービス担当	19,168人
その他(会館運営等)	6,195人



社会福祉協議会の法律上の位置付け

社会福祉法(第4条):地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行なわれなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行なう者(以下、「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法(第109条):地域福祉の推進を目的として社会 福祉協議会は以下の事業を実施する

- 1.社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2.社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3.社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、 連絡調整及び助成
- 4.前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業 の健全な発達を図るために必要な事業

合計109,216人

(2020年社協職員状況調査 回収率82.6%)

次号に続く

地域共生社会の実現に向けて多様な実践を図る



「Zoom」によるオッライシ開催

令和3年度(第14回)

習志野市災害ボランティアセンタ 立ち上げ・運営訓練

今回の訓練では、講師にサイボウズ株式会社災害支援プログラム責任者の柴田哲 史氏をお招きし、「災害ボランティアセンターにおけるICTの具体的な活用について」を テーマにZoom研修会を開催しました。本会職員に加え、社協支部委員や習志野市、 県内社協職員関係者他、各災害支援団体など約70名が、オンラインで参加しました。

習志野市地域防災計画において、災害の規模や被害状況を基に習志野市社協が主 体となり、各協力団体と連携しながら「災害ボランティアセンター」の運営を円滑に行な うこととなっています。

新型コロナウイルス状況下での、災害ボランティアセンターの運営においては、従来 の設置・運営の考え方に加え、感染症対策に配慮した取り組みが必要とされている中、 ウェブ会議の活用や動画を活用した案内、デジタルで効率的な運営が求められます。

災害はいつ、どこで発生するかわかりません。全国どこにいてもネットワーク環境があれば、リモート支援できることな どの有効性を確認することが出来ました。今後も効率的な運営を図るため、引き続き訓練を行なっていきます。

※ICT…情報通信技術





赤十字ボランティア「ビューティケア習志野」が「カフェ・ダイン」 で行なっている教室は何でしょうか?

①パン教室 ②体操教室 ③ほっとケア教室

答え・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を書いてハガキ、FAX、E メールのいずれかで4月30日(土)(消印有効)までに応募してね。

当日受付(QRコード) 受付での密集・密接を回避

全国から多くのボランティアで 受付は2時間待ちも

毎日、受付シートからExcelへの 入力作業が膨大

来場者にQRコードを配布し、浪撃 を避けて受付登録のM

正解者のうち抽選で5名様に、『ふくっぴー特製ボールペン』をプレゼント! 正解は「ふくし習志野」7月1日号で発表するよ。

なお、当選者の発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただくよ。

前号の問題と正解社会福祉協議会は、令和3年6月で創設「②70周年」を迎えました。

花の実園さくらまつり2022

総合福祉センター「花の実園」に咲く桜を楽しみながら、 全世代が交流の絆を深めあう、春のイベント。

習志野の魅力あふれる「ポポロマルシぇ」! ふるさと産品・お 楽しみバザール・わくわくキッズコーナー。ステージに習志野の 音楽を! 市内小・中・高生による吹奏楽演奏が青空に響きます。

- ●日 時:4月2日(土)、3日(日) 午前9時30分~午後4時(3日は午後3時まで)
- ●会 場:花の実園(秋津3-4-1)
- ●主 催:花の実園さくらまつり実行委員会
- ●問合せ:花の実園 ☎047(451)3921

※新型コロナウイルス感染の状況などにより、開催の中止、内容が変更となる場合があります。 ※会場に駐車場はありません。お車での来場はご遠慮ください。







※詳しくは花の実園ホームページをご覧ください。 http://www.hananomien.jp

利用しやすい施設をめざし、指定管理者である習志野市社協が運営しています

老人福祉センター さくらの家

老人福祉センター「さくらの家」は、習志野市民で60歳以上の方が利用できる施設です。60畳相当の大広間や多目的ホール・お風呂など、高齢者の健康増進や仲間づくり、憩いの場として、多目的に利用できる施設となっています。

サークル活動も盛んで、現在29のサークルが活動しています。

また、各種講座や敬老行事などを開催したり、法律や遺言・相続に関する特設相談「さくら相談」なども行なっています。

☆利用できる方:習志野市に住所を有する60歳以上の方

★利 用 料:無料

★利 用 時 間:月曜日~土曜日 午前9時~午後4時

(浴室利用は午前10時~午後3時。

但し、土曜日は午後1時15分まで)

★休館 日:毎週日曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日)

*問 合 せ:さくらの家 ☎047 (451) 3566

※新型コロナウイルス感染の状況などにより、内容が変更となる場合があります。

- 利用するには・・・ -

利用券(利用登録)が必要です。

身分証明書(健康保険証、運転免許証など)をお持ちのうえ、 さくらの家事務所へお越しください。なお、利用券発行にあた り、身内の方のご連絡先を緊急連絡先としてお伺いします。







相談無料!

〈予約不要〉 心配ごと相談所

「どこに相談していいかわからない」「こんなことで相談に行っていいの?」と悩まずにお気軽にお越しください。 心配ごと相談員が相談に応じます。また、必要に応じて 関係機関をご紹介します。

会場	開所日(祝日を除く)	
サンロード津田沼6階 「市民相談室」	毎週 月・火・水・木曜日	
東習志野コミュニティーセンター3階 「講義室A」		
総合福祉センター2階 いずみの家「心配ごと相談室」	毎月第2土曜日	
電話相談 ☎047(451)9494		
時間		
予約不要 各会場とも 午後1時~4時(受付	寸 午後3時30分まで)	

【問合せ】 社協 地域福祉課 2047(452)4161

秘密厳守

(要予約) さくら相談

専門のアドバイザーがお悩み(遺言・相続・法律) 解決のお手伝いをします。

※相談のみ(必要に応じて関係機関をご紹介します)

内容	遺言•相続相談 (司法書士)	法律相談(弁護士)	
会場	総合福祉センター1階 さくらの家「相談室」 対象:市内在住60歳以上の方 予約:各回先着3名、開催の2日前までにお申込み ください。		
開催日	毎月第2木曜日 毎月第4木曜日		
時間	午後1時30分~3時30分		

【問合せ】さくらの家☎047(451)3566 ※相談に関する資料があればお持ちください。

※新型コロナウイルス感染の状況などにより、中止する場合があります。

寄付のお願い

寄付金控除を受けられます!

地域の福祉を推進する社協の活動は、皆さまからご協力いただいている社協会費や共同募金 などによって支えられています。その他にも、毎年個人の方をはじめ、法人・団体等から善意の ご寄付や募金が社協に寄せられています。

いただいた寄付金は、地域の福祉活動を推進していく事業の大きな支えとなっており、地域福祉のさらなる向上をめざし、ボランティア活動・福祉事業・啓発活動などの事業費として大切に活用させていただいています。寄付金は年間を通して、下記のとおりお受けしています。皆さまのあたたかいお気持ちをお寄せくださいますよう、よろしくお願いいたします。

金 の 福 に ま

寄付の種類

●金銭寄付

一般寄付		習志野市の地域福祉活動のために社会福祉事業全般に活用いたします。
一般福祉銀行		福祉銀行(一般)寄付は、習志野市に住所を有する低所得世帯に対して、緊急・一時的に生活費が不足した世帯への貸付金(原資)に活用いたします。
	指定	福祉銀行(指定)寄付は、寄付者が使いみちを指定し、児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉、車イス購入等に活用いたします。
ボランティア基金		習志野市の地域のボランティア活動の促進・育成を目的とした基金で、 皆さまからの寄付金を積み立て、その利息をボランティア活動の様々な 事業に活用いたします。 また、災害時に災害ボランティアセンター運営 のため活用いたします。

●金銭寄付の受付方法

直接、社協事務局にお持ちいただくか、郵便振込・銀行振込で受け付けています。

※社会福祉法人への寄付は、所得税や法人税、住民税などの税制上の優遇措置を受けることができます。 優遇措置を受けるためには、社協が発行した領収書が必要となります。

「確定申告」を行なわなければ、「寄付金控除」を受けられませんのでお気を付けください。

【問合せ】 社協 企画総務課 2047(452)4161

地域福祉へのご寄付 ありがとうございました

令和3年11月1日~令和4年1月31日

ROSERRE BORLED GOAL MARIE MA





左:一般社団法人千葉県馬主会 様 中央・左:習志野市商店会連合会 様 左:習美会 様

★金銭寄付(敬称略)

城之内照和 玉井美枝子 バーナードロジャー 米原大右 一般社団法人千葉県馬主会 イトーヨーカドー労働組合津田沼支部 習美会 習志野市商店会連合会 ビリーフ株式会社代表取締役/内藤之雄 タレント/美原アキラ 椎名まいたけ

令和3年4月から令和4年2月末日までに一般会費・特別会費、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金にご協力をいただいた方々のお名前は、折込の「ふくし習志野臨時号」に掲載しています。

★物品寄付(敬称略)

千葉県退職公務員<mark>連盟習志野支</mark>部 本田土木工業株式会社

使用済み切手

②切手の回収





余白を1cmくらい残してね

折れたり、傷がついたものは除いてね **A**

③買取り 取り扱い業者によって買い取られる。



収集ボランティア活動

ボランティア・市民活動センター 市役所、市内各公民館などに回収箱を 設置しています。 ボランティアによって分類されます。

※下記参照

4 「ボランティア基金」に積立





ボランテ 切手 重さ1kg単位で 基金 買取られる

目標額1億円! ボランティア活動資金として 役立てます。

令和4年2月28日現在/58,879,397円

市内各所の回収箱に集まった使用済み切手は、そのままでは業 者に買い取ってもらうことはできません。

そこで重要な役割を果たしているのが収集ボランティアの活動 です。

少しコツが必要ですが、切手のギザギザを傷つけないように余 白を切り取り、日本切手、外国切手等に分類・整理をしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の会場に集まっ て行なう活動から、ご自宅に「収集セット」を持ち帰り、分類・整理を し、次回の「収集ボランティア」活動日にボランティア・市民活動セ ンターに届けていただく、ご自宅でできる活動に切り替えて実施を しています。

「収集セット」は毎月第2木曜日午後1時 30分~2時(祝日を除く)に受け渡します。 使用済み切手の分類・整理は、どなたに もできる活動です。

ご興味のある方は、まずは、ボランティア・市民活動センター ご連絡ください。

分類・整理は、ちょっとできないかも、という方は、使用済み切手 を市役所グランドフロアあるいは、市内公民館に設置している回 収ボックスに入れていただくことも、ボランティア活動になります。 皆さまのできることをできる範囲でのご協力をお願いします。

【問合せ】 社協 ボランティア・市民活動センター ☎047(451)7899

広告

ポータブル蓄電池 (非常用電源機器)



お気軽に お問合せ ください!」

災害時等の非常用電源確保のため、ポータブル蓄電池が注目されています。介護 をしているご家庭では、電動ベッドやエアマットのほか、酸素濃縮器やたん吸引器 などの機器を利用している事も多く、停電が発生すると、とても不安で困った事と なります。

当社が提案するポータブル蓄電池は、50名以上のお客様のご意見を伺った中で見 つかった機種となり、はっきりと自信をもっておすすめ出来ます。ご興味のある方は、 実際の機種を数日お試しすることが可能ですので、お気軽にお問合せ下さいね!



モナークケア Q | で検索

介護用品レンタルを利用する際に気を付けたい 😂 💇 とは?

護を効率的にするうえで

介護用品のレンタル・販売

モナークケアでは、適切な介護用品を提案することによって、介護者・ 被介護者共に快適な暮らしの実現のお手伝いをしています。



軽量型



TFL0120-079-315

介護用品 住宅改修 のモナークケア

即日納品可! 生日納品可!

月々のレンタル料 800円~

月々のレンタル料 400円~

月々のレンタル料 300円~

揭示板

習志野市運転ボランティアの会主催

参加者 募隼

運転ボランティア講習

公共の交通機関では外出 困難な方々を車イスのまま乗 車できる福祉車輌を運転し、 病院や施設等に送迎するボラ ンティア活動です。

運転ボランティアの活動に 関心のある方ならどなたでも 歓迎です。



 \Box 時:5月21日(土)

午前9時30分~午後0時30分(受付午前9時~)

会 場:総合福祉センター2階いずみの家「研修室」ほか

内 容:福祉車輌の操作と安全運転の体験、車イスの操作など

44 象: 運転ボランティアに興味がある方 (運転定年年齢は満75歳となる日の前日とさせて いただいています)

持 ち 物:運転免許証、筆記用具、動きやすい服装

催: 習志野市運転ボランティアの会 申込期間:4月4日(月)~5月18日(水)

員:8名(先着順)

【申込み・問合せ】

社協 ボランティア・市民活動センター ☎047(451)7899

※日程が合わない方でも興味のある方は、お問合せください。 ※新型コロナウイルス感染の状況などにより、中止する場合もあります。

習志野市認定ヘルパー養成講座

参加者 募集

日常生活に援助が必要な在宅高齢者のサポートをする担 い手の養成講座です。

時:6月3日、10日、24日、7月1日 いずれも、金曜日の午前9時30分~午後0時30分 上記日時のほか、事業所等での現場実習(2日間) ※新型コロナウイルス感染の状況などにより、 中止する場合もあります。

場:総合福祉センター2階 いずみの家「研修室」

象: ①市内在住で、原則全日程参加できる方 ②市認定ヘルパーとして市内事業所での就労を 希望する方及びボランティアとして高齢者の サポートをする意欲のある方

容:「介護保険法改正のポイント」や「介護予防・日常生活 内 支援総合事業について」そして、高齢者を具体的に 支えるための「知識や技術」を学び、実際に高齢者を 支える活動において実習をしていただきます。

参加費:無料

会

その他:筆記用具をお持ちのうえ、動きやすい服装、 マスク着用でご参加ください。

申込期間:4月28日(木)から5月27日(金)まで (定員になり次第終了)

員:15名(先着順) 定

【申込み・問合せ】

社協 ボランティア・市民活動センター ☎047(451)7899

第33回「これが吹奏楽だ!」 開催中止について

福祉イベント実行委員会(習志野市社協)では、新型コロナウ イルス感染症拡大の状況を鑑み、第33回[これが吹奏楽だ!]の 開催中止を決定しました。これに代わり、習志野高等学校吹奏楽 部主催で、特別演奏会を6月5日(日)に開催予定です。習志野市 社協は後援の予定です。

開催内容及びチケットの取扱い等が決まりましたら、習志野高 等学校吹奏楽部のホームページ及び習志野市社協の ホームページに掲載いたします。

何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

【問合せ】社協 企画総務課 2047(452)4161

「門松カード配布」の終了について

習志野市社協では、昭和60年から社協活動をPRする目 的で、町会・自治会の皆さまに「門松カードの配布」を行なっ てまいりました。

しかし、事業開始より35年以上が経過し、正月飾りも多 様化した現在、門松カードの要否については、様々なご意見 をいただいてまいりました。

令和3年度は、感染予防の観点もあり、「門松カードの配 布」から、「門松カードのダウンロード方式」に切り替えて実 施したところ、問い合わせやご意見を多くお寄せいただきま した。地域の皆さまにはご迷惑をお掛けし、大変申し訳ござ いませんでした。

共同募金の募金額が減少傾向にある中、事務費が大幅に 削減され、門松カードの作成費捻出が困難であることや、門 松カードは不要というお声も多くあることから、今後は「門松 カードの配布」は行ないません。

町会・自治会の皆さまにおかれましては、長きにわたり配 布にご協力いただきありがとうございました。

今後の門松カードについて

●「門松カードの配布」は行ないません。 ダウンロード方式へ変更します。ご希望の方は、各ご家庭 で、ダウンロードおよび印刷をしていただきますようお願 い申し上げます。



※準備が整いましたら、ホームページ等でご案内します。





企画総務課•地域福祉課

2047(452)4161



ボランティア・市民活動センター ☎047(451)7899



ボランティア情報24時間テレホンサービス

習志野市社協検索

2047(452)3999 **2047(451)3566**



http://www.nashakyo.jp/



E-Mail

info@nashakyo.jp





編集発行 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1 総合福祉センター内 電話: 047(452)4161(代) FAX: 047(451)8211